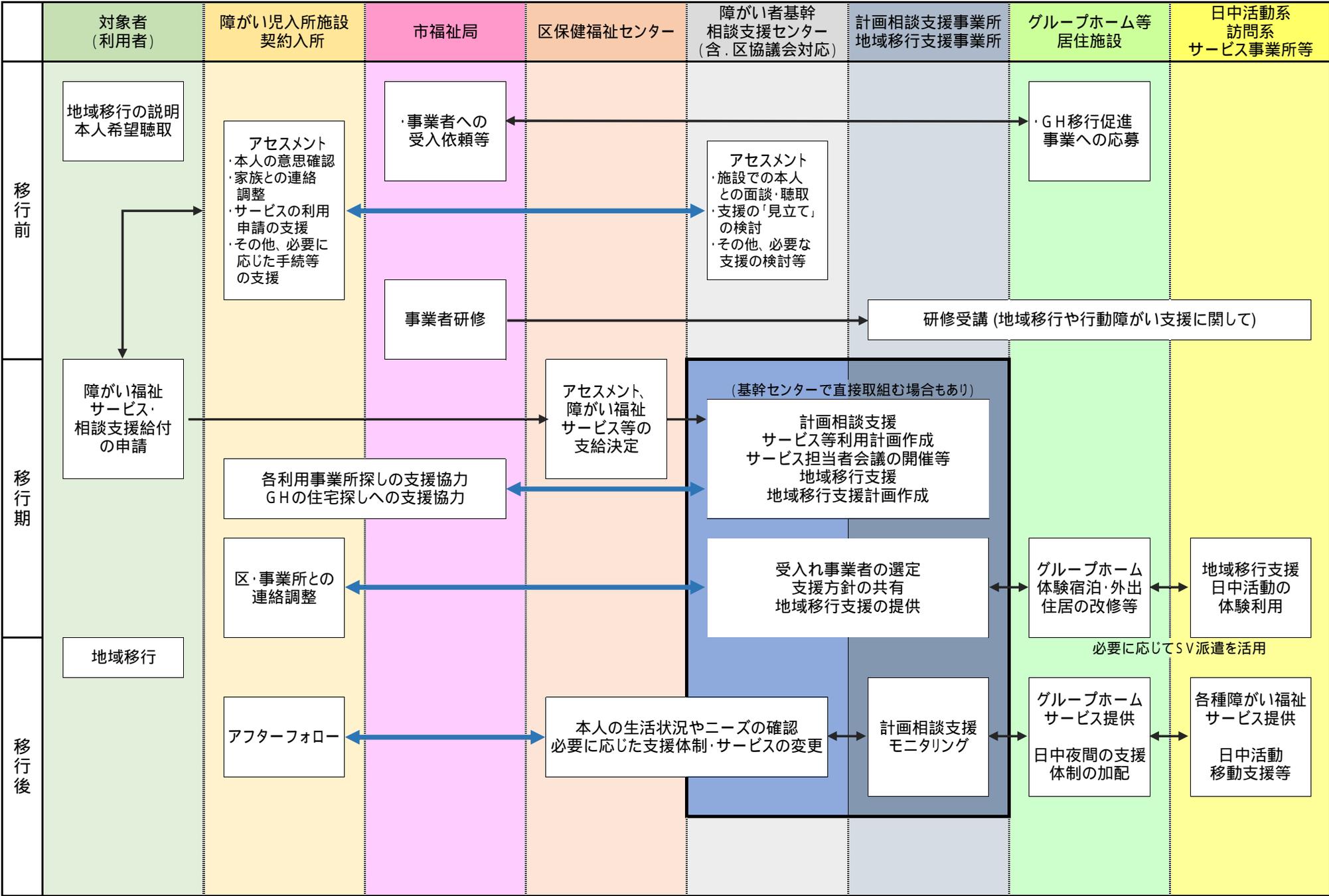


福祉型障がい児入所施設における年齢超過者の地域移行フロー



大阪府 入所施設からの地域移行状況 (2017~2020年度)

【大阪府データからの障大連まとめ】

2022年4月

● 施設退所者の状況

	地域生活移行	他障がい者支援施設	他入所施設(高齢)	病院	死亡	その他	不明	退所者合計①
H29	134	26	22	16	79	6	5	288
H30	106	29	22	36	73	12	6	284
令和1	111	10	28	35	92	3	6	285
令和2	96	7	17	37	68	7	12	244
合計	447	72	89	124	312	28	29	1,101
割合	40.6%	6.5%	8.1%	11.3%	28.3%	2.5%	2.6%	100.0%

● 施設入所者の削減、新規入所者の状況

	入所者数の削減②	H29~の累計	新規入所者数①-②	地域移行者との格差
H29	25	25	263	△ 129
H30	49	74	235	△ 129
令和1	76	150	209	△ 98
令和2	23	173	221	△ 125
合計	173		928	△ 481



● 地域移行者の状況

入所施設全体

	GH	家庭復帰	一般住宅	その他	計	H29~の累計
H29	47	60	12	15	134	134
H30	41	43	12	10	106	240
令和1	40	53	9	9	111	351
令和2	37	47	5	7	96	447
合計	165	203	38	41	447	
割合	36.9%	45.4%	8.5%	9.2%	100.0%	

有料老人ホーム、サ高住等

※ 日中活動別の内訳

(日中活動が生活介護等の入所施設)

一人暮らし・結婚等

	GH	家庭復帰	一般住宅	その他	計
H29	36	13	1	6	56
H30	27	7	4	3	41
令和1	27	9	0	3	39
令和2	24	11	2	4	41
合計	114	40	7	16	177
割合	64.4%	22.6%	4.0%	9.0%	100.0%

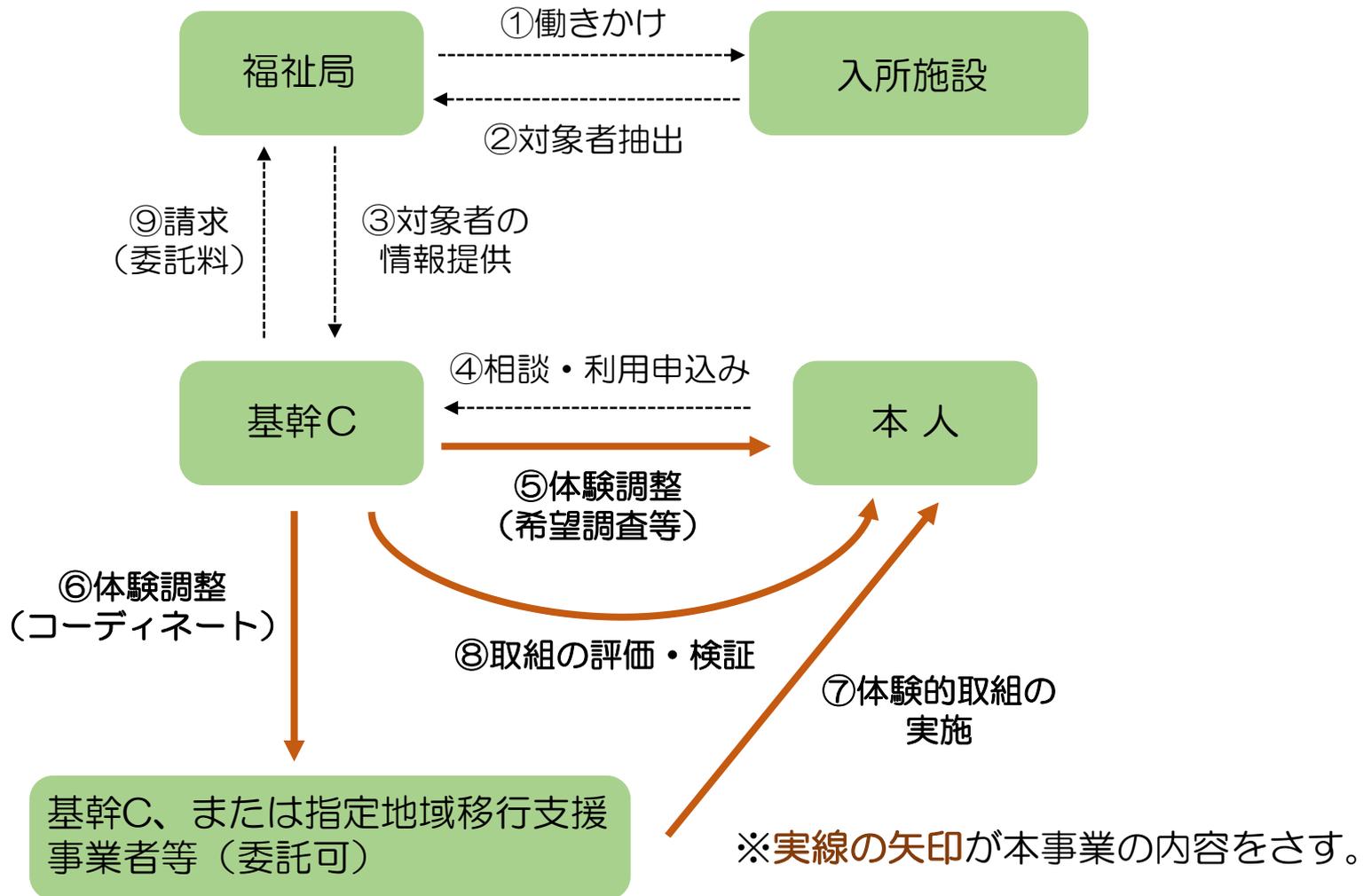


新規入所者数は地域移行者数の2倍

退所者の半数以上は死亡・高齢施設・他施設・病院移行

(日中活動が自立訓練・就労移行支援の入所施設)

	GH	家庭復帰	一般住宅	その他	計
H29	11	47	11	9	78
H30	14	36	8	7	65
令和1	13	44	9	6	72
令和2	13	36	3	3	55
合計	51	163	31	25	270
割合	18.9%	60.4%	11.5%	9.3%	100.0%



大阪市施設入所者地域生活移行促進事業実施要綱 骨子

項目	内容	備考	
1	目的	計画的な外出支援を通じて地域生活体験の機会を提供し、障がい者支援施設からの地域移行の促進を図る	
2	実施事業者	障がい者相談支援事業の委託を行った者であって、市長が適切に本事業を運営することができるかと認める者に委託	各区障がい者基幹相談支援センター
3	利用者	本市において施設入所支援の支給決定を受けて、指定障がい者支援施設に入所している者であって、地域生活への移行検討を希望する者	
4	事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域生活の体験に係るプログラム策定及び調整等 障がい状況の把握、具体的なプログラムの策定、指定一般相談支援事業所等との連絡調整等 2 地域生活の体験に係る支援等 体験先の紹介、外出時の同行等地域生活の体験を実施するに当たり必要となる介助・付添いによる見守り等 3 地域生活の体験に係る取組の検証等 支援内容の総括、今後の取組の検討等 	業務委託料 ○1及び3の実施で 9,000円/回 ○2の支援 2,500円/時間
5	利用期間等	原則6か月間、計画的な外出支援（1か月あたり20時間程度）を実施 利用期間等を超える支援を要する場合は、福祉局障がい福祉課と協議を行い、本事業継続の適否を判断	外出日数 24時間/月上限
6	委託料支払	実施事業者に対して委託料を一括して支払（実績払）	

別紙 4 障大連提供資料

障がい者の緊急時受入・対応機能の整備について

緊急事態発生

<事例 1>

知的障がい者、認知症の父、精神障がいのある母との三人暮らし。母が突然失踪し、本人は障がい福祉サービスを受けていなかったため、金曜の夜から月曜の朝まで、障がい者基幹相談支援センターがボランティアで対応する。

<事例 2>

重度の知的障がい者と高齢の母との二人暮らし。日中事業所へ通所している間に、母が緊急入院し、帰宅しても生活できず、また一時保護施設も無いため、日中活動事業所が、事業所に宿泊させボランティアで介助等を行う。

<事例 3>

重度の知的障がい者と高齢の母との二人暮らし。母が急遽入院することになったが、本人は障がい福祉サービスを受けておらず、居宅生活が困難であるため、障がい者基幹相談支援センターが、法人の短期入所施設の空きベッドを無償提供し介助等を行う。

**一時保護施設や緊急時支援事業が無い。
やむを得ずボランティアで支援した部分について対応が必要**

障がい者緊急一時保護事業 (R2年度から実施)

【緊急性が高く一時的な保護が必要である場合】

緊急一時保護施設(入所施設)において支援を行う。(2床)

夜間・休日等緊急一時支援事業 (R1年度から実施)

【緊急一時保護までの必要性が無いが、日常生活に支援が必要である場合】

障がい福祉サービス事業所が対象者の居宅等を訪問し、日常生活の継続に必要な介助等の支援を行う。

制 定 令和2年2月1日
最近改正 令和3年12月1日

大阪市障がい者夜間・休日等緊急時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域において在宅で生活している障がい者等について、夜間・休日等に介助者が急病等により不在となる事態が生じた場合であって、やむを得ない事由により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に定める障害福祉サービス等を利用することができない場合等に、支援者が居宅を訪問する等して支援を行った際の経費の一部を支給することにより、地域での安心した生活を支える体制を確保することを目的として、その支給を行うために必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は大阪市とする。

(対象者)

第3条 本事業の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大阪市内に居住する法第4条第1項に定める障害者又は同条第2項に定める障害児
- (2) 在宅において介助者と同居して生活しているが、介助者が急病その他緊急かつやむを得ない事由により不在となった者又はこれに準ずる者。ただし、現に医療機関に入院している者を除く。
- (3) 直ちに訪問等による支援を行わなければ、日常生活の継続に支障を来すと認められる者
- (4) 法第5条第1項に定める障がい福祉サービスの支給決定を受けておらず、これらのサービスを利用できない者又は支給決定は受けているものの、やむを得ない事由により現にこれらのサービスを利用できない者

(対象となる支援の内容)

第4条 本事業は、対象者の居宅等を訪問し、状況の把握、関係機関との連絡調整、日常生活を継続するために必要な介助、及び付添いによる見守り等の支援の提供を対象とする。ただし、法第29条第1項に定める指定障害福祉サービス等として提供されるものを除く。

なお、居宅での支援が困難であり、居宅以外の場所で一時的な滞在による支援（付添いによる見守り等を含む。）を行う場合は、対象者が滞在するために必要な広さや設備等を備えており、かつ衛生的に管理されている場所で行わなければならない。

(支援の提供者)

第5条 支援の提供者は、法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者、法第51条の14の指定一般相談支援事業者、法第51条の17の指定特定相談支援事業者、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第21条の5の3の指定障害児通所支援事業者等、同法第24条の2の指定障害児入所施設等、同法第24条の26の指定障害児相談支援事業者又は本市の各区障がい者基幹相談支援センターのいずれかの事業者（以下「事業者」という。）とする。

2 支援の提供に従事する者は、前項に掲げる事業者の従業者でなければならない。

(支給の範囲)

第6条 支給期間は、緊急に支援を要する事態が生じた時点から、次の各号に掲げる支援を開始する日又は当該事態が解消される日のいずれか早い日までとし、この期間内に実施された支援について、その時間数に応じて支給する。支給量は、原則として通算72時間を上限とする。

- (1) 法第19条に規定する介護給付費又は訓練等給付費の支給決定
- (2) 法第30条に規定する特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給決定
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。）第18条第1項もしくは第2項に基づくやむを得ない事由による措置
- (4) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。）第15条の4もしくは第16条第1項第2号に基づくやむを得ない事由による措置
- (5) 児童福祉法第21条の6の規定に基づくやむを得ない事由による措置

(支給額)

第7条 本事業の支給額は、1時間当たり2,650円とし、1時間を超える支援は、30分当たり1,325円とする。

なお、1時間当たりの額を算定する場合にあっては40分以上の支援を要し、1時間を超える支援について30分当たりの額を算定する場合にあっては、当該支援の終了時間に係るものについて20分以上の支援を要する。

(利用の申請)

第8条 支給を受けようとする者は、大阪市障がい者夜間・休日等緊急時支援事業費支給申請書（様式第1号）により、居住地の区の保健福祉センターを経由して市長に支給の申請を行わなければならない。

なお、やむを得ない理由により事後の申請となる場合は、支援の提供を受け始めた日から10開庁日以内に申請を行わなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大阪市障がい者夜間・休日等緊急時支援事業費支給に係る申立書（様式第2号）
- (2) 大阪市障がい者夜間・休日等緊急時支援事業費の請求及び受領に関する委任状（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項第1号に掲げる書類について、他の書類により確認できる場合、添付を省略させることができる。

(支給の決定)

第9条 市長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、支給が適当であると認める場合、次の各号に掲げる事項を記載した、大阪市障がい者夜間・休日等緊急時支援事業費支給通知書(様式第4号)により居住地の区の保健福祉センターを経由して申請者へ通知する。

(1) 支援の提供者

(2) 支給期間

(3) 支給量

2 市長は、前項の審査の結果、支給が不相当であると認めるときは、理由を記載した、大阪市障がい者夜間・休日等緊急時支援事業費不支給通知書(様式第5号)により居住地の区の保健福祉センターを経由して申請者へ通知する。

(請求及び支払)

第10条 本事業費の支給を受けようとする者は、その請求及び受領を支援の提供者である事業者に委任する。

2 委任を受けた事業者は、原則として、支援を提供した月の翌月10日までに、本市所定の請求書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 請求額の内訳が記載された明細書

(2) 大阪市障がい者夜間・休日等緊急時支援事業提供実績記録票(様式第6号)

(3) 第6条の各号に掲げる支給決定又は措置が確認できる書類等の写し

3 市長は、前項の請求があった場合、原則として、30日以内に事業費を支払うものとする。

4 前項の支払いを受けた事業者は、この支給の決定を受けた者に対し、受領した事業費の額を書面により通知するものとする。

(返還)

第11条 市長は、支給の決定を受けた者又は事業者が、この要綱に違反又は虚偽の申請をして事業費の支給を受けたときは、直ちに支給の決定を取り消し、既に支給した金額について、支給の決定を受けた者又は事業者へ返還を求めることができる。

(関係書類の整備)

第12条 事業者は、本事業に係る支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を、提供の都度大阪市障がい者夜間・休日等緊急時支援事業提供実績記録票に記録し、支給の決定を受けた者の確認を受けなければならない。

2 事業者は、前項の記録及び本事業費に係る経費の収支を明らかにした書類等を、その他必要書類とともに、第9条第1項の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(調査及び報告)

第13条 市長は、本事業費の支給に関して必要があると認めるときは、支給の決定を受けた者又は事業者に対し、文書による報告及び関係書類の提出又は提示を求め、調査を行うことができる。

(秘密保持)

第14条 本事業に係る支援を提供する者は、正当な理由なく、本事業により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本事業を所管する課長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

令和2年6月30日

各区障がい者基幹相談支援センター 管理者 様
各地域活動支援センター（生活支援型） 施設長 様

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課長
（担当 和田・谷口・綾塚 電話 06-6208-7939）

障がい者緊急一時保護事業等の実施について

平素は、本市障がい者施策の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

標題について、障がい者の重度化・高齢化を見据え、家族等と同居している在宅の障がい者が、緊急かつやむを得ない理由により介助者不在になった際、施設において一時的に保護するとともに、今後の生活の相談に応じる事業を、次のとおり実施しますのでお知らせします。

つきましては、本通知及び別添資料（資料1）の内容をご確認のうえ、円滑な事業実施にご協力をお願いします。

記

1 事業の概要

（1）目的

在宅において介助者と同居して生活している障がい者について、介助者が急病等の緊急かつやむを得ない事由により不在となり、施設保護を要する状態になった際に、障がい者を一時的に保護するとともに、必要に応じて、今後の生活に向けた相談支援を行うことにより、障がい者の安心した地域生活を支える体制を確保することが目的です。

（2）事業内容

区保健福祉センターにおいて、介護者が急病等により不在となり緊急に支援を要する状態となった障がい者への支援に関する相談があり、障がい福祉サービス等（特例介護給付等を含む。）の利用や、やむを得ない事由による措置等を検討したが、必要な支援を確保することができない場合に、当該障がい者を入所施設において一時的に保護するとともに、必要に応じ、退所後の生活に関する相談に応じます。

（3）対象者

本市の区域内に住所を有し、在宅において介助者と同居して生活しているが、介助者が急病その他緊急かつやむを得ない事由により不在となった障がい者で施設保護を要する者。

（4）保護の期間

原則として施設に入所した日から起算して14日。

2 利用の流れ

(1) 入所相談について

障がい者の介助者が急病等により不在となる事態が生じているなど、緊急に支援を要すると思われる相談があった場合は、次のとおり対応をお願いします。

- ① まずは障がい福祉サービス等（特例介護給付等を含む。）の利用による対応を検討し、居住区の保健福祉センターに相談や申請等をしてください。その際、状況に応じて「やむを得ない事由による措置」による対応も考えられます。
- ② 上記①による対応ができず、施設での一時保護が必要と思われる場合は、本事業の対象者要件を満たすことを確認したのち、本事業の対応について、居住区の保健福祉センターに相談してください。

※ 夜間・土日祝日に緊急に支援を要する事態が生じた場合は、休日夜間福祉電話相談（06-4392-8181）において相談に応じます。なお、支援者が確保できる場合等は、「大阪市夜間・休日等緊急時支援事業」を利用することもできます。

(2) 退所支援等について

対象者が保護されたのち、退所後の生活に向けて、区障がい者基幹相談支援センター又は地域活動支援センター（生活支援型）（以下「基幹相談支援センター等」という。）による支援が必要であると認められる場合は、「障がい者緊急一時保護施設退所支援等事業」として、次のとおり依頼させていただきますので対応をお願いします。

- ① 区保健福祉センターにおいて、基幹相談支援センター等による退所支援等が必要であると認める場合は、区保健福祉センターから当課あてに連絡がありますので、当課より、支援を依頼したい基幹相談支援センター等（基本的には、対象者の居住区の基幹相談支援センター等を想定。）へ連絡をさせていただきます。
- ② 当課との連絡調整後、区保健福祉センターへ支援を行う基幹相談支援センター等について連絡しますので、区保健福祉センターから基幹相談支援センター等あてに支援の依頼があります。
- ③ 保護期間中に対象者へのアセスメントを行い、家族、保健福祉センター・障がい福祉サービス事業所等の関係機関との連絡調整、障がい福祉サービス等の利用に関する相談などにより、円滑な退所に向けた適切な支援をお願いします。特に、退所後は障がい福祉サービス等の利用の必要性が高いと思われるので、区保健福祉センターと十分な連携をお願いします。

※ 退所支援等の詳細については、大阪市障がい者緊急一時保護施設退所支援等事業実施要綱（資料2）等をご確認ください。

(3) 退所について

- ① 退所支援等の実施により退所の見通しが立った場合は、速やかに区保健福祉センターへ連絡をお願いします。
- ② 退所日は基幹相談支援センター等の職員、または区保健福祉センター職員が同行する必要がありますので、区保健福祉センターと連携のうえ、対応をお願いします。

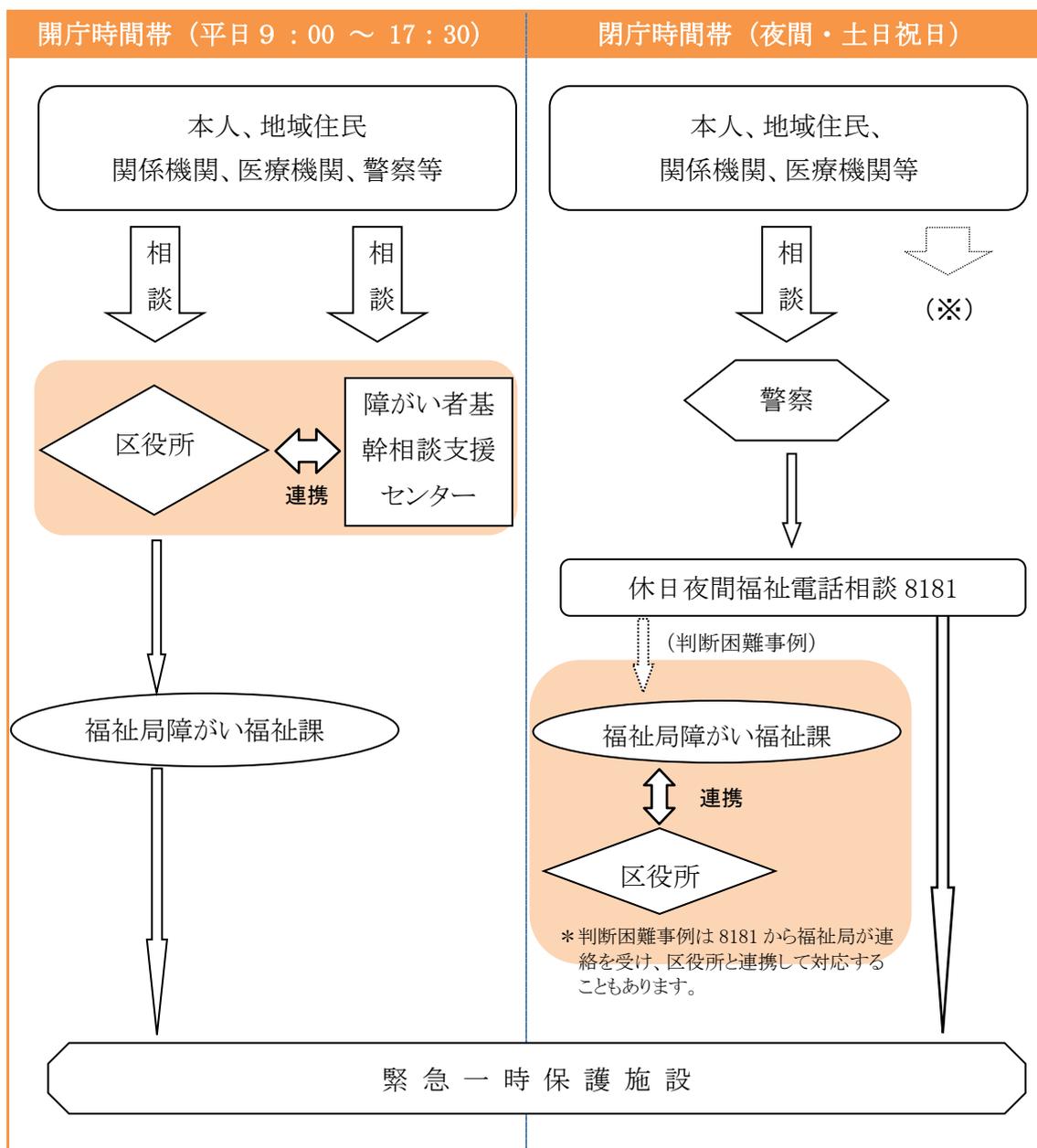
3 事業開始日

令和2年7月1日

※ 同日以降に生じた、緊急に支援を要する事態を対象とします。

大阪市障がい者緊急一時保護事業及び 大阪市障がい者緊急一時保護施設退所支援等事業の実施について

(1) 一時保護事業利用のながれ



※ 本人を居宅等において支援する者が確保できる場合等は、夜間・休日等緊急時支援事業を利用することができます。

なお、相談時間帯にかかわらず、区役所に相談が入った場合は、「平日」フローに基づき対応します。

強度行動障がいのある方のグループホーム移行促進事業について

【事業目的】

- ・強度行動障がいのある方については、障がい特性等に応じた支援や環境整備が必要となるため、移行先の確保が難しく、地域移行が進んでいない、そこで受け皿となるグループホームに対して、移行時の調整にかかる人員確保のための加算や、障がい特性に対応した住宅改造費用を一部助成することで、地域移行を進める。
- ・特に障がい児施設に入所している年齢超過者については、児童福祉法の改正により令和3年3月末までに成人の生活の場へ移行することが求められている。
(大阪市全体の年齢超過者：令和2年度当初 65人)

1. 移行時の調整にかかる人員確保のための加算(入居前後の支援)〔令和2年度予算：32,197千円〕

新たに強度行動障がい者を受け入れるグループホームに対して、受入に向けての調整や住居の確保、設備等の準備、受入後のグループホームでの生活が安定するまでの間の集中支援等にかかる経費を支給し、移行を促進する。

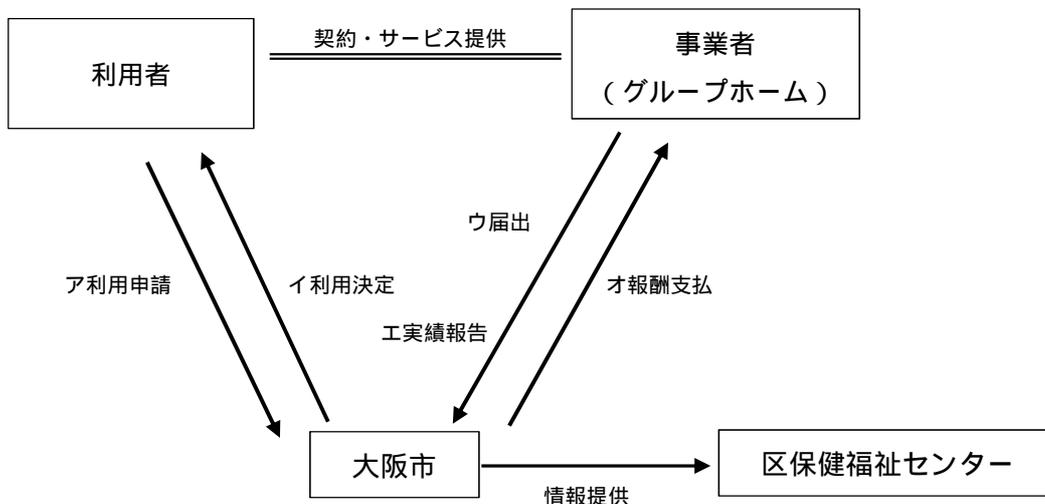
A 入居前支援(入居に係る様々な調整、支援)

利用者への面談、家族等への聴き取り、住宅物件の確保、住宅改造の内容の検討、日中活動場所の確保、家主・近隣への挨拶、体験入居中の支援等

B 入居後支援(移行後～安定期までの支援)

日中支援(日中活動による外出を除く)、夜間支援

【事業スキーム】



2. 障がい特性に対応した住宅改造費用の一部助成 [令和2年度予算：22,200千円]

新たに強度行動障がいのある方を受け入れるグループホームに対して、個々の障がい特性に対応するための住宅改造に係る改造費補助の区分を新たに設け、ハード面での環境を整備する。

〔住宅改造の例〕

- ・ 転落防止のための柵の設置
- ・ 転落防止のため窓に格子戸を設置
- ・ 防音のため二重窓を設置
- ・ 安全のため強化窓ガラスを設置
- ・ 壁や床を遮音シートや衝撃吸収材に変更 など

3. 今後の予定

- ・ 事業の広報（本市HP、グループホーム等事業所、基幹相談支援センターなどを予定）
- ・ 強度行動障がいにかかる研修（グループホーム事業所、基幹相談支援センター）